

各種帳票送付期間（福祉事務所 国保連合会）

帳票名	送付期間
被保護者異動連絡票	1～3日
介護給付費過誤申立書（同月過誤）	14～17日
介護給付費過誤申立書（通常過誤）	
介護給付費再審査申立書	

介護給付費過誤申立書情報（同月過誤）とは

県の指導等により、大量のデータを取り下げする場合等に行なうもので、国保連合会と事前調整したものが対象となります。

各種帳票送付基準日（国保連合会 福祉事務所）

帳票名	送付基準日
介護給付費払込請求書（公費負担者分）	6日
介護給付費審査支払手数料払込請求書（公費負担者分）	
介護給付費等請求額通知書（公費負担者分）	
介護給付費公費受給者別一覧（公費負担者分）	
介護給付費過誤決定通知書（公費負担者分）	
介護給付費再審査決定通知書（公費負担者分）	

送付基準日については、本会の事務処理上、変更させていただく場合がございますので、ご了承ください。（送付基準日が「土日祝日」に該当する場合は、送付日が前後いたしますので、ご了承ください。）